

【改正内容の概要の対照表】

改正内容	旧	新																	
<p>1 開発行為の一体年数の変更 【第1節 第1 開発区域の決定】</p>	<p>◎同時に造成等の工事をする場合や一体的な土地利用を行う場合は、全体で1つの開発行為とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の時期を同じくする（引き続いて<u>5年以内</u>に工事をする場合を含む）場合 ・後から行う開発行為が先に行った開発行為の一部を利用して行われる場合は少なくとも、共同して使われる部分は、後から行う開発行為の区域に原則として取り込まれている（含まれている）ものとして扱う（但し、先に行った開発行為から<u>5年以上経過</u>している場合で、かつ、計画性がないと認められる場合は、この限りではない） 	<p>◎同時に造成等の工事をする場合や一体的な土地利用を行う場合は、全体で1つの開発行為とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の時期を同じくする（引き続いて<u>3年以内</u>に工事をする場合を含む）場合 ・後から行う開発行為が先に行った開発行為の一部を利用して行われる場合は少なくとも、共同して使われる部分は、後から行う開発行為の区域に原則として取り込まれている（含まれている）ものとして扱う（但し、先に行った開発行為から<u>3年以上経過</u>している場合で、かつ、計画性がないと認められる場合は、この限りではない） 																	
<p>2 地盤の造成高の変更 【第1節 第5 地盤の高さ】</p>	<p>◎造成地盤の高さは、接する道路の高さに <u>20cm</u>加えた高さを標準とする。</p>	<p>◎造成地盤の高さは、接する道路の高さに <u>10cm</u>加えた高さを標準とする。</p>																	
<p>3 道路基準の変更 【第2節 道路計画】</p>																			
<p>(1) 根拠法令の記載 【第2節 第1～第7】</p>	<p>◎根拠法令の記載なし。</p>	<p>◎根拠<u>法令を記載</u>。</p>																	
<p>(2) 道路有効幅員基準の変更 【第2節 第1 道路計画の基本】</p>	<p>◎防護柵・<u>L形側溝の立ち上がり部分</u>は有効な幅員に含まれない。</p> <p>◎<u>開渠の側溝</u>は有効な幅員に含まれないが、<u>暗渠の側溝</u>は有効な幅員に含まれる。</p>	<p>◎防護柵は有効な幅員に含まれない。 <u>(L形側溝の立ち上がりは有効幅員を含む)</u></p> <p>◎側溝用蓋（輪荷重を受けるもの）を設けたものは有効幅員に含めるものとする。 <u>(開渠の側壁も含む)</u></p>																	
<p>(3) 道路隅切り長の変更 【第2節 第1 道路計画の基本】</p>	<p>◎隅切り長さは、道路幅員により <u>3～6m</u>の4区分としている。 (3、4、5、6m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地分譲開発で事例が多い6mの区画道路の場合 <table border="1" data-bbox="507 1868 954 2114"> <thead> <tr> <th>道路幅員</th> <th>隅切り長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6m×4m)</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>(6m×5m)</td> <td>4m</td> </tr> <tr> <td>(6m×6m)</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>(6m×8m)</td> <td>5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6mが開発新設道路</p>	道路幅員	隅切り長	(6m×4m)	3m	(6m×5m)	4m	(6m×6m)	5m	(6m×8m)	5m	<p>◎道路構造令を準拠し、道路幅員により、<u>3～12m</u>の4区分とする。 <u>(3、5、10、12m)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地分譲開発で事例が多い6mの区画道路の場合 <table border="1" data-bbox="981 1868 1428 2114"> <thead> <tr> <th>道路幅員</th> <th>隅切り長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6m×4m)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>3m</u></td> </tr> <tr> <td>(6m×5m)</td> </tr> <tr> <td>(6m×6m)</td> </tr> <tr> <td>(6m×8m)</td> </tr> </tbody> </table>	道路幅員	隅切り長	(6m×4m)	<u>3m</u>	(6m×5m)	(6m×6m)	(6m×8m)
道路幅員	隅切り長																		
(6m×4m)	3m																		
(6m×5m)	4m																		
(6m×6m)	5m																		
(6m×8m)	5m																		
道路幅員	隅切り長																		
(6m×4m)	<u>3m</u>																		
(6m×5m)																			
(6m×6m)																			
(6m×8m)																			

<p>(3) 道路隅切り長の変更 【第2節 第1 道路計画の基本】</p>	<p>◎片側隅切りは、<u>運用の中で両側隅切りの場合と同じ長さ</u>としている。</p> <table border="1" data-bbox="507 315 954 562"> <thead> <tr> <th>道路幅員</th> <th>隅切り長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6 m × 4 m)</td> <td>3 m</td> </tr> <tr> <td>(6 m × 5 m)</td> <td>4 m</td> </tr> <tr> <td>(6 m × 6 m)</td> <td>5 m</td> </tr> <tr> <td>(6 m × 8 m)</td> <td>5 m</td> </tr> </tbody> </table>	道路幅員	隅切り長	(6 m × 4 m)	3 m	(6 m × 5 m)	4 m	(6 m × 6 m)	5 m	(6 m × 8 m)	5 m	<p>◎片側隅切りは、<u>1ランク上位の隅切り長を確保すること。</u></p> <table border="1" data-bbox="979 315 1426 562"> <thead> <tr> <th>道路幅員</th> <th>隅切り長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6 m × 4 m)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">5m</td> </tr> <tr> <td>(6 m × 5 m)</td> </tr> <tr> <td>(6 m × 6 m)</td> </tr> <tr> <td>(6 m × 8 m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「道路の位置の指定基準」では、3 m × 5 mの三角形斜辺 (5.83m) の隅切り長を設けることとなっている。</p> <p>・開発基準においても、位置指定道路に近い長さ (5.00m) を確保するため、<u>両側隅切り上位の隅切り長さとする。</u></p>	道路幅員	隅切り長	(6 m × 4 m)	5m	(6 m × 5 m)	(6 m × 6 m)	(6 m × 8 m)
道路幅員	隅切り長																		
(6 m × 4 m)	3 m																		
(6 m × 5 m)	4 m																		
(6 m × 6 m)	5 m																		
(6 m × 8 m)	5 m																		
道路幅員	隅切り長																		
(6 m × 4 m)	5m																		
(6 m × 5 m)																			
(6 m × 6 m)																			
(6 m × 8 m)																			
<p>(4) 道路縦断勾配の変更 【第2節 第1 道路計画の基本】</p>	<p>◎道路の縦断勾配は原則として<u>6%以下とする。</u> (交差点付近：区画道路にあつては停止線から6 mその他の道路にあつては<u>13mの範囲</u>)</p>	<p>◎道路の縦断勾配は原則として<u>5%以下とする。</u> (交差点付近：区画道路にあつては停止線から6 mその他の道路にあつては<u>10~15mの範囲</u>)</p>																	
<p>(5) 階段状道路基準の新設 【第2節 第4 階段状道路・ 袋路条道路】</p>	<p>◎基準なし</p>	<p>◎規則第 24 条第 4 号のただし書きにより <u>設置する場合の構造を記載。</u></p>																	
<p>4 公園の道路基準の変更 【第3節 公園・緑地整備計画】</p>	<p>◎開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為にあつては、面積の合計が開発区域(全区域の面積の3%以上の公園等。</p>	<p>◎開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為にあつては、面積の合計が開発区域(全区域の面積の3%以上の公園等。 <u>最低でも、防災、避難活動の見地からすると 150 m²以上とすることが望ましい。</u></p>																	